



知的財産権と環境

—知的財産制度への挑戦を自主的に解決するには—

Intellectual Property Rights and GHG Reduction Technology Transfer

—Considering the Suitable System to Answer the Question Issued
by Developing Countries—

日本知的財産協会専務理事

中山 喬志

Takashi NAKAYAMA

Executive Managing Director

Japan Intellectual Property Association

1. 途上国からのチャレンジ

2009年12月にコペンハーゲンで開催されたUNFCCC（UN Framework Convention on Climate Change 気候変動に関する国際連合枠組条約）、いわゆるCOP15では、京都議定書に定めのない“2013年以降の温暖化ガス（Greenhouse Gas, 以下GHGという）削減目標”が最大の焦点となったので、“GHG排出削減技術に関するイノベーションとその技術移転、これに関係する知的財産権の位置づけ”の話は、表にはでてきていない。

GHGの排出を削減するには、先進国ばかりでなく、新興国・発展途上国も“等しく（数量的意味ではなく機会という意味で）参加する”ことが必要である。新興国・発展途上国は、先進国に技術革新の役割を担ってもらい、自分達は、その恩恵“効果的技術移転”得たいとする。先進国は、“技術革新には大きな投資が必要であり、投資の回収メカニズムが働かなければ技術革新のインセンティブにならない”との思いがある。

ここに突然、“知的財産権が環境技術移転の阻害要因である”とする発展途上国の主張が登場する。更に、“知的財産権に関しては、強制実施権を設定し、環境技術移転の促進を図る必要がある”と続いている¹。知的財産権が技術移転の阻害要因である説に対しては、EUにおいて調査が行われ、「発展途上国における知的財産権の取得はそれほど進んでおらず、知的財産権が技術移転の阻害要因であるとの事実はない」とする趣旨の反論が既に行われている。

強制実施権必要論は、医薬アクセスの議論の際にも登場した。また、生物多様性条約における「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する国際的取組」にも、形を変えた知的財産問題が登場している。このように、知的財産を直接主題としていない国際条約でも、発展途上国と先進国に意見の相違がある条約においては、知的財産問題が持ち出される傾向がうかがえる。UNFCCC や ABS での知的財

産問題は、どうも“先進国の喉元に刺さった魚の小骨”の様相を呈している。

しかれば、GHG 排出の削減に掛かる技術の移転は、発展途上国が言うように特許権に強制実施権の設定を先進国が応諾すれば、あるいは特許権の使用が無償になれば、全てが解決するのであろうか。根本は、環境技術移転がスムーズに行われることである。この意味には、発展途上国への技術導入に掛かる資金の手当て、技術導入による国内での実効性、技術の定着、ということまで含まれていると思われる。とすれば、強制実施権設定、特許フリーという主張は、問題のすり替えである。

すなわち、革新的技術は、確かに特許等知的財産で保護されているが、物作りという次元では、大半のものがノウハウ、人的サポート等の知的資産が伴わなければ完成しない。したがって、特許に対し強制実施権を発動すべしという議論は、“木を見て山を見ず”であり、この点だけを主張しても実は得られない。

先進国は、発展途上国から“しからば、発展途上国の環境への貢献はどうすれば達成されるのか。先進国は、何をもちたしてくれぬのか。”と問われるであろう。従来のごとく特許等知的財産権が持つハード (hard) 的側面 (権利行使の実効性) だけを主張しているだけでは、GHG 排出削減問題は、解決されない状況にある。

2. 解決しなければならない課題

今、日本企業が得意としている省エネルギー、新エネルギー、リサイクル、水処理などの幅広い環境技術を、官民一体で海外市場に売り込む動きが活発である。この種の“プラントもの”は、社会インフラの整備に役立つし、雇用も確保される。さらに、プラントの運用が現地の人によって行われるようになれば、そこには何らかのノウハウ移転 (技術移転) が発生し・人材育成も達成される。すなわち、知的財産・ノウハウ・人的供給等全ての知的資産がたぎ込まれており、環境問題に対しては、大きな技術貢献を果たしている。企業は、培った技術で環境に対する貢献ができること (CSR の視点) と同時に、一つの投資回収スキームが確立しているので、今後、大いにこのような事業を伸ばしていくものと思われる。また、知的財産権は、総合的契約の中でも処理されるので、知的財産権の活用があっても、知的財産権の行使という局面も生じず、その意味では、先の途上国の質問に対する一つの解を提供していると思われる。

ところで、発展途上国は、“プラントもの”のような一回的貢献を求めているのであろうか。“プラントもの”に対しては、そもそも強制実施権という発想は当てはまらないので、発展途上国が求めるものは、“製品製造技術レベルのもの”にもあると考えざるを得ない。

したがって、上記形態のような日本企業による環境貢献・発展途上国支援だけでは解決されない課題がある。“発展途上国に GHG 削減へ”等しく (数量的意味ではなく機会という意味で) 参加する”ことを期待し、持続的な GHG 削減寄与を求めらるるのであれば、”GHG 削減技術の移転とその技術の現地定着”に取り組まなければならない。これは、“先進国が生み出すイノベティブ技術に関し、そのインセンティブを損なわない技術移転のスキーム”の探求である。

3. 解決策の一つである技術・知財パッケージ

GHG 削減技術の移転が主題である。そこでは、GHG 削減を実現した製品並びにその製造技術に注目が集まるところであるが、ビルや店舗・住宅の設計・施工技術においても GHG 削減がもたらされる。したがって、幅広い業界・業種が本問題に係わってくる。

発展途上国は、最新技術を導入するほどにインフラを含む製造技術・人材、製品購買力・販売網などの環境が整備されてはいないので、自国のレベルに応じた技術移転を求められる²。また、発展途上国においては、技術移転を願ってもそれに要する資金調達の見込がたたないという難題を抱えているので、技術を提供する方を奨励するためには、投資の回収の手段を確立する必要がある。

技術移転の実効性を見たとき、技術内容の説明・図面だけを提供しても、発展途上国では、技術の再生は難しいであろう。当然ノウハウの提供、人的支援が伴わねばならない。発展途上国側は、それらに加え知的財産（権）の処理も併せ要求している。したがって、技術（含むノウハウ・人的支援）と知的財産が“パッケージ”（以後“技術・知財パッケージ”という）を移転の対象にしないといい結果が生まれない。世の中には、一般的な技術移転を目指す団体やそれを紹介するデータベースが存在する。その活用が活発でないのは、技術移転にどの程度のノウハウや人的支援が伴うのか不明ということも一因であることは間違いないが、知的財産権の処理が不透明ということも一つの要因としてあるように思われる。

次に、“技術・知財パッケージ”の移転と導入を差配する器が必要になるが、この器は、Web のサイトのようなものであってもよい。ただ、器に入れる技術の評価（導入を図る方から見た時の信頼性）と導入側の資金調達（提供する方から見たときの対価の回収）という工程が付随してくる可能性はある。

4. 自主的取組とそのための発想の転換

企業は本能的に、「苦心して確立した技術を移転することは、無償ならなおさら、有償であっても競争相手を育てることになり損である」と考えてしまう。これは、企業の行動基準に沿ったものであるので、この発想を無視はできない。

しかしながら、これから構築されるであろう“技術・知財パッケージ”の移転市場における“市場原理”が、企業の行動基準を自然と変えるのではないかと思われる。“技術・知財パッケージ”の移転市場のあり方³、効率的運営は、今後皆で議論して行かねばならないが、シンプルに捉えると、上述の器には、移転できる技術パッケージを提供できる値段で載せればよく、提供できない技術・ノウハウまで出す必要はない。技術パッケージを提供できる企業は、一社とは限らない。自社は自重の道を採用したが、そのすきに他社が技術移転を進めて行くという事態もありうる。したがって、自社の環境のみを見て決定するのではなく、自社を取り巻く将来の市場（技術移転が進んだ時点での登場人物、収益構造等）を考慮して、提供できる技術、できない技術の仕分けを厳格に行う必要に迫られる。一社取り残されることを避けるために、“技術・知財パッケージ”の移転市場の動向を Watch し、あるいは活用することが求められる。すなわち今後の企業活動においては、自他のシナリオを総合的に組み合わせる検討しなければならない事態になり、市場原理に従わざるをえなくなると思われる。

企業の行動基準といえば、“環境技術に関しては、CSR の観点から、積極的に移転すべき”という共

生の姿勢が企業側に生じれば、技術移転は大きく促進すると思われる。共生のために国連が、政府が、企業にどのような働き掛けをするのかを注目したい。経済界において、自主的に環境問題への貢献のあり方、取り組み方が議論されているところであるので、一つの出口論として、“技術・知財パッケージ”を以って開発途上国との共生を図る道を考えてもらいたい⁴。

発展途上国が課題としている技術移転の対価、すなわち資金調達に関しては、官民の知恵を使って解決したいところである。発展途上国が豊富に持つ資産（GHG 排出権）とで決済するスキーム（排出権に注目している企業も既にあり、また技術移転の対価をキャッシュ的資金回収にとどまらず、排出権という形を変えた対価であっても問題ないとする業界や企業もでてくるとと思われる）がその一つである。ODA の活用には、種々の議論があるが、発展途上国への環境技術の移転という大義名分（共生）だけでは、使用目的に不足があるのであろうか⁵。また、長期貸付に長けた金融機関の登場や、金融機関による技術・知財パッケージ移転の支援をも期待したい。

企業が熟考した上で、“技術・知財パッケージ”移転をもって発展途上国のみならず新興国へも積極的な貢献を図っていくことになれば、日本の技術サポートは頼もしく、頼りになるという評判が確立し、当該国・地域と長い付き合いができるかもしれない。日本ブランドの再構築に寄与するかもしれない。

環境技術移転の問題は、発展途上国のみならず新興国に対する日本のプレゼンスをどのように行うか、他国が資源供給、資金貸付、人的サポート等のあらゆる手段で先手を打ってプレゼンスを高めているとき、日本はどのような行動にでるべきか等の国レベルの議論に通じるところがある。日本が誇れる技術（含むノウハウ・人的支援）ならびに知的財産権が、他国との大きな差異化ツールであることは、万人共通の認識であるので、これを如何に国家的に活用するかの議論をもっと起こして欲しいものである。

また、一般的に、発展途上国における技術導入は、個々の現地企業ではなく現地の大学が主導権を持っている場合が多いと聞く。したがって、本問題には、産業界だけでなく大学などの関与も期待したい。

さらに、本問題に従事する官側の知恵者には、“技術を移転するか否かを決めるのは企業だから、企業の自主性を待つしかない”という待ちの姿勢ではなく、排出権の取引スキームの確立や ODA の活用策についての検討を求めたい。さらなる積極的取り組みにより、ここで取り上げたものよりもダイナミックな発想・施策提案を望みたいし、それを官民協同で実行あるものにしていきたい。

結論としては、従来の発想にとどまる限りは、解は生まれてこない。発想の転換を自主的に行うか、他国の先行を許し、しぶしぶ追随せざるを得なくなるのか、熟慮の時である。

注)

- ¹ 発展途上国が主張する選択肢には、強制実施権の設定のほかに、特許等知的財産フリー（対価を要しないで活用）もある。
- ² 新興国は、最新技術の技術移転が主たる目標であると思われるので対応が変わるかもしれないが、新興国としても現状普及している GHG 削減技術レベルにも興味があるはずである。
- ³ 日本知的財産協会では、GTPP（Green Technology Package Program）をまとめ、ホームページ <http://www.jipa.or.jp/> に掲載し、関係者の意見を求めている。
- ⁴ 経団連は、提言（「イノベーション立国」に向けた今後の知財政策・制度のあり方）の「民の構想による新しいスキーム」のところで環境技術移転と知的財産問題について述べている。
- ⁵ 発展途上国の技術事情に通じた団体（たとえば JICA）による情報を基に、GHG 技術移転と ODA の効果的活用という道があると思われる。